

金沢市公幸

号外第14号

令和5年(2023年)6月30日

〒920 - 8577 金沢市広坂1丁目1番1号 発行所 金 沢 市 役 所

次 目

ページ

1

4

●条 例

○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(税 務 課)

○金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設 備及び運営に関する基準を定める条例等の一 部を改正する条例 (障害福祉課) ○金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部

(企業総務課)

6

○金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例

を改正する条例

(市立病院事務局)

○金沢市火災予防条例の一部を改正する条例

(予 防 課)

条

例

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

金沢市長 村 卓 山

◎金沢市条例第29号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第30条の8第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第 314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の 前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付 し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第32条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条 第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2 項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第 1項|に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出 する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払 者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者 が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出し た場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異 動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条 の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第33条の2第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課 し、及び徴収する。

第35条の3第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項において同じ。)」を加え、同条第2項本文中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、同条第3項及び第5項中「によって」を「により」に改める。

第35条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第35条の6の2第1項中「によって徴収すること」を「により徴収すること」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第35条の6の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第35条の6の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第35条の8第2項中「においては」を「には」に改める。

第68条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第7条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第9条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64 条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第9条の2第10項を次のように改める。

- 10 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 附則第9条の3中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。
- 10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第19条の3の2を次のように改める。

第19条の3の2 削除

附則第19条の3の3第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第19条の3の7第3項を削る。

附則第19条の3の9第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第52条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。
 - (1) 第68条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定(改正後の金沢市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。) 附則第19条の3の9第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日
 - (2) 第30条の8第2項並びに第33条の2第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第35条の3、第35条の6、第35条の6の2及び第35条の6の6の改正規定並びに附則第19条の3の3第4項の改正規定及び附則第19条の3の9第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項(新条例附則第19条の3の9第3項に係る部分に限る。)及び第3項の規定 令和6年1月1日
 - (3) 第32条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日 (市民税に関する経過措置)
- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例の規定中個人の市 民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第32条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき金 沢市税賦課徴収条例第32条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給 与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日 前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお 従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年 度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税について は、なお従前の例による。
- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条

に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例第68条第1号工及び附則第19条の3の9第3項の規定は、令和6年度以後 の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別 割については、なお従前の例による。
- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の金沢市税賦課 徴収条例附則第19条の3の2及び第19条の3の7第3項に規定する3輪以上の軽自動車 に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第19条の3の3第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の 日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割につ いて適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境 性能割については、なお従前の例による。

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第30号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 等の一部を改正する条例

(金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第17条、第30条及び第38条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。 第48条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第58条及び第67条第1項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第85条第1項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第10項中「通所している」を「入所している」に改める。

第92条第2項中「通所している」を「入所している」に改める。

第98条及び第106条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改

正)

第2条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指 定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24年条例第56号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「により」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第9条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第7条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第46条第1項及び第2項中「により」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第50条中「第50条第2項」」の次に「と読み替えるほか、重度訪問介護に係る基準該 当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第46条中「こども家庭庁長官 及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」」を加える。

第106条第4項及び第115条第3項中「により」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第197条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の 基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準 等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中 「区分省令」を「区分命令」に改める。

第202条の4第1項第2号中「区分省令」を「区分命令」に改める。

(金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例(平成24年条例第62号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項、第25条第4項及び第68条第4項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第82条の9及び第90条中「第42条の2」の次に「、第42条の3第1項」を加える。

第93条第5項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例(平成24年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第19条第4項及び第33条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部改正) 第6条 金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第50号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号及び第45条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。 第49条中「の定員」を削る。

(金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第7条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成31年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年6月30日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第31号

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市公営企業の設置等に関する条例(昭和41年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項第1号イ中「9,339~クタール」を「9,320~クタール」に改め、同号ウ中「462,100人」を「464,600人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年6月30日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第32号

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第52号)の一部を次のように改正する。

別表第1非紹介患者初診加算料の項を次のように改める。

非紹介患者等加	他の病院又は診療所からの文書による紹介	1回につき	7,700
算料	のない場合の初診(緊急その他やむを得な	円	
	い事情がある場合に受けたものを除く。)		
	他の病院(病床数が200未満のものに限	1回につき	3,300
	る。)又は診療所に対して文書による紹介	円	
	を行う旨の申出を行った場合の再診(緊急		
	その他やむを得ない事情がある場合に受け		
	たものを除く。)		

別表第1の摘要第1項中「非紹介患者初診加算料」を「非紹介患者等加算料」に、「1,100円」を「7,700円」に、「1,000円」を「7,000円」と、「3,300円」とあるのは「3,000円」に改め、同摘要に次の1項を加える。

4 非紹介患者等加算料については、その金額の支払を求めないことについて厚生労働大臣が定める場合は、徴収しない。

附則

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の診療について適用し、同日前 の診療については、なお従前の例による。

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第33号

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例

金沢市火災予防条例(昭和37年条例第5号)の一部を次のように改正する。 第11条の2第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

第11条の2第1項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき」を「次に掲げるものにあって」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるもの)の設置」を「の設置。ただし、健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第4から別表第7までを次のように改める。

別表第4から別表第7まで 削除

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項 の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている 改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備の位置、構造及び管理の基準の適用 については、なお従前の例による。
- 3 改正後の金沢市火災予防条例(以下「新条例」という。)第23条第3項第2号の規定 の適用については、当分の間、同号ただし書中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙 専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第 1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ 専用喫煙室標識」とする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項 又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の

規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和 5 年(2023年) 6 月30日発行人金沢市発行所金沢市役所編集石川県金沢市玉鉾4丁目166番地(株)共栄